

平成 24 年 11 月 28 日

岩手県教育委員会
教育長 菅野洋樹 様
岩手県立総合教育センター
所長 藤原忠雄 様

一般社団法人 学校心理士認定運営機構
理事長 塩見邦雄



学校心理士資格認定に関する新設類型の創設についてのお知らせ

本機構受託の文部科学省復興教育支援事業にご協働・ご協力いただきありがとうございます。

(事業概要等詳細 <http://gakkoushinrishi.jp/monkashoufukkoushien/>)

本事業も明年 2 月 15 日の総括集会（岩手県花巻市で開催される教育研究会に特設）に向けてさらに一層充実を図る所存ですので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

本事業は、文部科学省ホームページでの紹介にある通り、「岩手県立総合教育センター、岩手県教育委員会、岩手県の各学校や教育機関と綿密な連携を図り、教育相談コーディネーター(学校心理士)の育成(以下略)等を行う。」ことを目的にしております。「教育相談コーディネーター(学校心理士)」、すなわち学校心理士の資格、あるいは学校心理士と同等程度の能力等を有する先生方の育成等が本事業の重点課題の一つになっています。

学校心理士の認定を行っている本機構では、岩手県立総合教育センターで実施されてきた教育相談コーディネーター長期研修の卓越性に注目し、さらに他の都道府県で行われている同様な長期研修に対して、機構が学校心理士資格認定の際に大学院修了者に対して適用している対応と同様にできないかどうか検討を重ねてきました。

本年 11 月の理事会で学校心理士資格認定に関する新設類型を次の通り創設することになりました。これは学校心理士資格認定試験の際に大学院修了者に対して適用している対応と同様のものです。

類型 2 の要件を満たす人のうち、公的教育機関が機構認定委員会と協議の上で、主として学校心理学に関連する分野について実施する研修を修了した人については、資格試験での選択問題の受験を免除する

岩手県立総合教育センターで実施されてきた教育相談コーディネーター長期研修は、機構認定委員会との協議を経て上記新設類型に該当しうるのでありますので、お知らせ申し上げます。

一般社団法人学校心理士認定運営機構 事務局
〒113-0033 文京区本郷 2-32-1 BLISS 本郷ビル 3F
TEL 03-3818-1554 FAX 03-3818-1588